

# 富士市を退職された皆様へ

地方公務員法（以下「法」という。）の改正に伴い、「富士市職員の退職管理に関する条例」「富士市職員の退職管理に関する規則」を制定し、職員の再就職の適正を確保することにより、市政に対する市民の信頼確保に取り組みます。



## 退職者に対する規制は・・・

- ① 営利企業等（外郭団体含む）に再就職した元職員は、離職前5年間の職務に関して、離職後2年間、現職職員への働きかけを禁止する。（退職時の役職に関係なく「全再就職者」が対象）
- ② ①のうち、離職前5年より前に「部課長職」の職に就いていた者は、その期間についてもその職務に関して働きかけを禁止する。
- ③ 再就職者が在職中に自らが最終的は決裁者として行った契約及び処分に関することは、期限の定めなく働きかけを禁止する。

## 職員への働きかけ禁止

再就職した元職員は、退職後2年間、契約や処分に関して  
元の職場に働きかけてはいけません！！

再就職者



現職職員

### ○働きかけとは？

→再就職者が職員に対して、職務上の行為をするよう（しないよう）に要求又は依頼すること。

働きかけに該当する例

- × 入札予定価格を聞き出すこと
  - × 再就職先の得意とする入札方法となるよう要求すること
  - × 仕様書等を携え、委託契約締結を検討するよう依頼すること
  - × 随意契約が認められない案件を随意契約にするよう要求すること
  - × 発注予定の公共工事の具体的な発注時期の情報提供を依頼すること
  - × 許可基準を満たしていないが、許可するよう要求、依頼すること
  - × 再就職先への補助金の交付を要求、依頼すること
  - × 再就職先企業への行政指導を甘くするよう要求すること
  - × 情報公開請求することなく情報を提供するよう依頼すること など
- 名刺の配布や着任・退任・年末年始の挨拶等は働きかけには該当しません
- 市から委託された業務の実施に必要な情報提供を依頼することは該当しません

裏面あります



## 課長以上の役職に就いていた元職員は、退職後2年間、再就職の届出が必要です。

課長以上の役職に就いていた元職員が、退職後2年間再就職（再々就職を含む。）した場合は、「再就職に係る届出書」の提出が必要です。

また、再就職先での役職変更や法人等名称の変更、転職があった場合もその都度提出が必要です。

ただし、市の再任用職員、臨時職員等（嘱託職員、パート含む。）として任用された場合は提出不要です。

◆提出先は、退職時の各任命権者です。

- 市長事務局・上下水道部→人事課      ○教育委員会→教育総務課
- 消防本部→消防総務課
- 議会事務局・選挙管理委員会事務局・監査委員事務局・農業委員会事務局→各事務局



## 違反者は、罰則等の対象となります。

◆再就職者に関するもの

違反の内容	制裁措置
再就職者が現職職員に対して、働きかけをした場合（不正な行為をするよう働きかけた場合を除く。）	10万円以下の過料 （法第64条）
再就職者が現職職員に対して、不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように働きかけた場合	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 （法第60条第4号から第7号まで）

◆現職職員に関するもの

違反の内容	制裁措置
職員が元職員の働きかけに応じて不正な行為を行った場合	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 （法第60条第8号）
職務上不正な行為をすること等又は他の職員に不正な行為をするように要求したこと等の見返りとして、営利企業等の地位に就くことの要求等をした場合	3年以下の懲役 （法第63条）

※この資料の他、退職管理に関する規制等の資料（条例、規則、パンフレット・Q&A）につきましては、富士市ウェブサイトに掲載しておりますので、ご覧ください。

また、届出に関する書類につきましても同サイトよりダウンロードできますので、ご利用ください。